

繊維強化プラスチック（FRP）製品の使用に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用)

改正事項

繊維強化プラスチック製品の使用に関する事項

改正理由

現在、繊維強化プラスチック（FRP）製のグレーチング、ハンドレール等の使用に関しては、U.S. Coast Guard の PFM 2-98(Policy File Memorandum on the use of Fiber Reinforced Plastic Gratings and Cable Trays)が広く用いられており、一部の船級協会においては本基準に基づいて規則が作成されている。

一方、本会は FRP 製のグレーチング、ハンドレール等の使用に関する具体的基準を有していないため、U.S. Coast Guard の PFM 2-98 をベースに個船毎に協議の上、船舶への FRP 製品の採用を承認している状況である。

今般、業界から FRP 製品自体の承認の要望が寄せられていることから、また、適用基準をより透明なものとするべく、U.S. Coast Guard の PFM 2-98 を参考に、関連規定を新設した。

改正内容

- (1) 鋼船規則検査要領 C 編附属書 C1.1.7-5.として「繊維強化プラスチック（FRP）製品の使用に関する指針」を新設した。
- (2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領第 2 編 7 章として「繊維強化プラスチック（FRP）製品の使用承認」を新設した。